鈴鹿市下水道事業における水の官民連携発注支援業務企画提案選定評価基準

1　評価項目、配点について

（1）企業要件、技術者要件　　20 点
（2）参考見積要件　　10 点
（3）企画提案書要件　　70 点
総得点　　100 点

2　失格要件について

鈴鹿市下水道事業における水の官民連携発注支援業務受託候補者選定実施要領第１０条のとおりとする。

3　評価基準について

（1）企業・技術者要件

ア　評価項目、評価基準及び配点は、次のとおりとする。
イ　各評価項目について、①、②、③の３段階評価を行う。
ウ　評価は各項目５点満点とし、①＝５点、②＝３点、③＝１点とする。
エ　評価基準①～③に該当しない場合は、加点しない。

評価基準				配点	評価	得点
企業要件	実績	同種業務実績	公共下水道事業の官民連携業務※1について、次の実績がある。 ① レベル3.5以上の発注支援業務及び導入可能性調査業務 ② レベル 3.5 以上の発注支援業務 ③ レベル 3.5 以上の導入可能性調査業務	5		
技術者要件	管理技術者	同種業務実績	公共下水道事業の官民連携業務※1について、次の実績がある。 ① レベル3.5以上の発注支援業務及び導入可能性調査業務 ② レベル 3.5 以上の発注支援業務 ③ レベル 3.5 以上の導入可能性調査業務	5		
		計画系業務の実績	公共下水道事業の計画系業務※2について、次の実績がある。 ① 計画系業務実績が 7 種以上 ② 計画系業務実績が 5 種以上 ③ 計画系業務実績が 3 種以上	5		

	照査技術者	同種業務実績	公共下水道事業の官民連携業務※1について、次の実績がある。 ① レベル3.5以上の発注支援業務及び導入可能性調査業務 ② レベル3.5以上の発注支援業務 ③ レベル3.5以上の導入可能性調査業務	5		
				20		

※1：公共下水道事業の官民連携業務

ポンプ場及び管路施設を含む公共下水道事業の市町村又は都道府県で発注された、実施方針、募集要綱、契約書、要求水準書、選定基準、提出書類作成要領及び様式集、モニタリング基本計画書等の調達に当たり必要となる一連の公募資料案の作成を含む事業者選定支援業務又は導入可能性調査業務で契約が完了したもの。ただし、技術者要件に関する事業者選定支援業務の実績については、管理技術者又は主たる技術者として参加している契約中の業務を認める。

※2：計画系業務

計画系業務の対象種別は、全体計画、事業計画、ストックマネジメント計画、広域化共同化計画、流域別下水道整備総合計画、雨天時侵入水対策計画、雨水管理総合計画若しくは浸水対策計画、汚水処理計画、総合地震対策計画、汚泥利活用計画、エネルギー総合管理計画、その他公共下水道事業の実施にあたって必要となる主要な計画業務のうち市が認めるものを対象とし、契約が完了したもの。

なお、計画系業務の実績については、市町村のほか、国及び都道府県の発注を認める。

（2）参考見積要件

参考見積は、次の評点で評価する。

評価項目			評価基準	配点	評価	得点
参考見積要件	業務コスト	参考見積金額	得点　＝　配点　×　（最も低い見積金額　／　当該事業者の見積金額） なお、得点は小数点以下第1位（小数点第2位を四捨五入）まで算定。	10		
評価点				10		

（３）企画提案書要件

企画提案書は、次の評点で評価する。

①（係数 1.0）	②（係数 0.8）	③（係数 0.6）	④（係数 0.4）	⑤（係数 0）
優秀	良い	平均的である	やや良くない	良くない

評価項目			評価基準	配点	評価	得点
企画提案書要件	業務実施方針	実施方針	・業務の目的、内容等を正しく理解し、実施方針として具体的で的確に示されているか。	10		
		実施工程	・業務の全体像を把握し、効率的かつ実効性のあるスケジュールになっているか。	10		
		実施体制	・組織として支援体制が整った実施体制になっているか。	10		
	業務実施方法	事業スキームの詳細検討 ※特記仕様書４（１）	・事業スキームの検討にあたり、整理する項目が明確であり、専門的知見に基づく具体的な提案があるか。 ・市内業者の参画について検討する具体的な方針が示されているか。	15		
		実施方針の策定 ※特記仕様書４（３）	・課題分析に関する論点が明確であり、専門的知見に基づく具体的な提案があるか。 ・要求水準書作成にあたり、整理する項目が明確であり、専門的知見に基づく具体的な提案があるか。	15		
		事業者選定、契約締結等に係る支援 ※特記仕様書４（５）	・責任範囲の明確化に関する論点が明確であり、専門的知見に基づく具体的な提案があるか。 ・応募者との競争的対話について、具体的な方針が示されているか。	10		
評価点				70		

※各委員の得点を集計し、平均点を最終的な得点とする。